

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和元年9月19日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス多久店
佐賀県多久市北多久町大字多久原1516番1
- 2 届出の内容
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 3 意見の概要
意見なし